

令和3年度 珠洲市公式ホームページリニューアル業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年8月

珠 洲 市

1. 業務の目的

珠洲市公式ホームページは、平成23年度にリニューアルを行い、本市の情報発信における重要な役割を果たしている。しかし近年では、デザイン性を重視した視覚的見やすさ、利用者が求める情報へのたどり着きやすさ、アクセシビリティへの対応などが求められており、システム的な問題への対応も必要であると考えている。

このような背景から、ホームページを管理するシステム(以下「CMS」という。)を更新するとともに、ホームページのコンテンツ再編を図り、全面的なリニューアルを実施する。

については、業務の取組方針やシステム機能などの優れた提案を広く受け、業務の履行に最も適した請負候補者を選定するため、プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

- | | |
|----------|--|
| (1)業務名 | 令和3年度 珠洲市公式ホームページリニューアル業務 |
| (2)業務内容 | 別紙1「業務仕様書」のとおり |
| (3)履行期間 | 契約を締結した日から令和4年3月31日(木)まで
(新ホームページの公開は、令和4年3月中旬を予定) |
| (4)契約保証金 | 免除 |
| (5)支払方法 | 珠洲市業務委託契約約款のとおり |
| (6)提案上限額 | 19,250,000円(消費税及び地方税含む)
なお保守費用の上限は定めないが、審査対象となることに留意すること。 |

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。なお、(1)～(4)については、連携協力企業など(参加する者と協力し、参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときも同様とする。

- (1)一次審査を実施する月において、物品等の珠洲市競争入札参加資格を有していること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたときはこの限りでない。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 納期限の到来した国税・県税（石川県内に本店または委任する事務所がある場合）・市税（珠洲市内に本店または委任する事務所がある場合）の滞納がないこと。
- (5) 石川県及び石川県内の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年間（平成28年度～令和2年度）に、地方公共団体の公式ホームページ構築業務（リニューアルを含む）を2件以上履行し、現在も運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (7) 別紙2「データセンター機能要件一覧」を満たすデータセンターよりサービス提供が可能であること。

4. スケジュール（予定）

項目	日程
企画提案参加者の公募開始	令和3年8月20日（金）
質疑書受付期限、参加意思表明書提出期限	令和3年8月31日（火）
質疑書に対する回答送付（電子メールで通知）	令和3年9月3日（金）頃
企画提案書提出期限	令和3年9月24日（金）
一次審査結果通知（電子メールで通知）	令和3年10月6日（水）頃
二次審査	令和3年10月中旬
二次審査結果通知（電子メールで通知）	令和3年10月下旬
委託協議（見積徴収）、契約締結	令和3年10月下旬
ホームページ公開	令和4年3月中旬
業務引渡	令和4年3月下旬

5. プロポーザルの事務手順

(1) 参加意思表明書の提出

① 提出方法

下記の提出書類を一括して封筒に入れ、「プロポーザル参加意思表明書類」と封筒に明記し、8に記載の担当者へ事前に電話連絡のうえ持参または郵送（期限までに配達されたものに限る。）により提出すること。

提出書類	部数
1. 参加意思表明書（様式第1号）	1
2. 受注実績調書（様式第2号）	1
3. 会社概要書（様式第3号）	1
4. 納税証明書（複写可）	1
珠洲市競争入札参加資格審査申請における提出書類	

<p>と同様の取扱いとし、参加意思表明書提出日以前の3ヶ月以内に発行されたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 県税（石川県内に本店、委任する事務所がある場合） ・ 市税（珠洲市内に本店、委任する事務所がある場合） 	
--	--

②提出期限

令和3年8月31日（火）午後5時（必着）

③参加辞退

参加意思表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を8に記載の担当者へ事前に電話連絡のうえ、持参または郵送にて提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

(2) 質疑書の提出

質疑書の提出は、電子メール（送信した旨を電話連絡すること。）にて行うものとする。なお、電話及びFAXによる質問は受け付けない。

①提出様式 【様式第4号】 質疑書

②提出先 8に記載の担当者宛

③メール件名 【質疑】 珠洲市公式HPリニューアル業務（事業者名）

④提出期限 令和3年8月31日（火）午後5時（必着）

(3) 質疑書に対する回答

質疑に対する回答は、参加意思表明書の提出があった者からの質疑に対して回答するものとする。また質疑者の名称等を伏せたうえで、すべての質疑に対する回答を、令和3年9月3日（金）頃までに電子メールにて送信する。（ただし、本業務に対する意見の表明と読み取られるものや、質問が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合もある。）

(4) 企画提案書などの提出

①提出方法

別紙3「企画提案書作成要領」に従って以下に記載する必要書類を作成し、8に記載の担当者へ事前に電話連絡のうえ持参または郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

②提出期限

令和3年9月24日（金）午後5時（必着）

〔持参〕 本市の閉庁日（土日、祝日等）を除く午前9時～午後5時まで

〔郵送〕 書留扱いの郵送とし、締切日の午後5時必着

③企画提案数の制限

提出する企画提案は、1事業者につき1案とする。

④提出書類

提出書類	部数
ア) 企画提案書 【企画提案書作成要領を参照】	9
イ) CMS機能要件一覧表 【別紙4】	2
ウ) 企画提案書の電子データ (CD-R または DVD-R)	1
エ) 費用見積書 (構築費用) 【様式第5号】	1
オ) 費用見積明細書 (構築費用) 【任意様式】	1
カ) 費用見積書 (保守等サービス利用料) 【様式第6号】	1
キ) 費用見積明細書 (保守等サービス利用料) 【任意様式】	1

※この他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

(5) 請負候補者の選定方法

本市において選定委員会を設置し、別紙5「審査実施要領」に従い、書類審査による一次審査、プレゼンテーション及びデモンストレーションによる二次審査を行う。

①一次審査

下記3項目について審査する。一次審査の結果は、参加者全員に対して令和3年10月6日(水)頃までに、電子メールにて通知する。なお、この時点で一次審査の評価点数は公表しない。

- ア) 提案CMSの対応状況 …… 基準点 (100点)
- イ) 構築・保守費用 …… 価格点 (100点)
- ウ) 企画提案内容 …… 提案評価点 (300点)

②二次審査

プレゼンテーション及びデモンストレーションの内容を審査する。二次審査を含めた最終審査結果は、令和3年10月下旬に、参加者全員に対して電子メールにて通知する。なお、参加者は審査結果に異議を申し立てることはできない。

③優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合及び最高評価点獲得者が2社以上ある場合の契約候補者の選定は別紙5「審査実施要領」に従って決定する。

(6) 契約

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和3年10月下旬に本業務に係る契約を締結する。また協議の際に、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえで契約金額を決定する。

なお、優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について協議を行う。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 受付期間が経過してから書類を提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) その他、本要領等に違反すると認められる場合。

7. その他

- (1) 本プロポーザルにおける書類の作成、提出等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後は、提出書類の差し替え及び再提出を認めないものとし、事業者選定後も返却はしない。また審査目的の範囲内で複製することがある。
- (3) 提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）にさだめるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 参加者から実施要領等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等については、公表、報告、その他珠洲市が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、本企画提案の目的以外に使用してはならない。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、珠洲市から配布された資料及びその他知り得た情報について、適切に破棄すること。

8. 本件に係る書類提出及びお問い合わせ先

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

所 属：珠洲市総務課（市役所庁舎3階） 情報統計係

担 当：竹崎、石田、小澤、松浦

電 話：0768-82-7878

F A X：0768-82-5685

メール：it@city.suzu.lg.jp